

書面表決書

令和2年6月16日付2北ま住第1401号「特定空家等の状態にあるか否かの判定及び特定空家等に係る措置について（諮問）」により諮問があった東京都北区空家等対策審議会の各議題について、下記のとおり表決します。

令和2年6月 日

東京都北区空家等対策審議会委員

氏名

議 題	表決	意見等
(1) 特定空家等に係る勧告に関する審議について（管理番号30-03） 【第57号議案】	賛成 ・ 反対	
(2) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（状態改善）（管理番号01-03） 【第58号議案】	賛成 ・ 反対	
(3) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（状態改善）（管理番号01-08） 【第59号議案】	賛成 ・ 反対	
(4) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（状態改善）（管理番号01-09） 【第60号議案】	賛成 ・ 反対	
(5) 特定空家等の状態にあるか否かの判定に関する審議について（状態改善）（管理番号01-10） 【第61号議案】	賛成 ・ 反対	
(6) 特定空家等に係る勧告に関する審議について（管理番号01-18） 【第62号議案】	賛成 ・ 反対	

※それぞれ案件の表決に○をして、御返送ください。

東京都北区条例第二十号

東京都北区附属機関の会議における審議等の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百三十八条の四第三項本文の規定に基づき、東京都北区に設置された附属機関（以下「附属機関」という。）の会議（以下「会議」という。）における議案の審議等（以下「審議等」という。）の特例について定めるものとする。
(審議等の特例)

第二条 審議等について定める東京都北区条例、東京都北区規則その他審議等について定めるもの（以下「条例等」という。）の規定にかかわらず、附属機関は、会議の招集による審議等に代えて、当該附属機関の構成員に対する書面の回付その他当該附属機関の長が指定する方法による審議等（以下「持回り審議等」という。）を行うことができる。

2 前項の規定を適用する場合（映像と音声の送受信により当該附属機関の構成員の状態を認識しながら通話をすることができ機能を利用する方法による審議等の場合において、技術的理由等により審議等の視聴システムを整備することが困難なときを含む。）には、条例等の会議の公開に関する規定は、適用しない。

3 第一項の規定を適用する場合の東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁

償に関する条例（昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号）の規定の適用については、持回り審議等一回につき勤務一日とみなす。

（特例の適用期間）

第三条 前条の規定を適用する場合は区長が緊急かつやむを得ないと認める場合とし、その適用期間は東京都北区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。